

7 文科初第 9 5 9 号
令和 7 年 7 月 25 日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局長
望 月 禎

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

このたび、別添のとおり、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 268 号）」が施行されました。

概要は下記のとおりですので、事務処理に遺漏のないようお願いします。

なお、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）による補償を行うべき事例（市町村立の学校における事例も含む。）が生じた場合には、文部科学省への御連絡をお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、このことを域内の市町村教育委員会等関係機関に対し御周知くださいますよう併せてお願いします。

記

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令について

（改正の趣旨）

- ・ 人事院規則 16-0（職員の災害補償）に基づき、令和 7 年 8 月 1 日より人事院が定める国家公務員の公務災害補償における介護補償の額が改定されたことに伴うものであること。

（改正の内容）

- ・ 介護補償の額を改定すること。（第 6 条の 2 第 2 項関係）

以上

【添付資料】

別添：公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 268 号）

【本件照会先】

文部科学省 初等中等教育局
健康教育・食育課 企画調整係
TEL：03-5253-4111（内線 4950）
e-mail：kenshoku@mext.go.jp

政令第二六八号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する

政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第四百十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第一号中「十七万七千九百五十円」を「十八万六千五十円」に改め、同項第三号中「八万八千九百八十円」を「九万二千九百八十円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和七年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第六条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償につ

いて適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。